

# 南部市町村会会則

## 第1章 総則

(名称及び組織)

第1条 本会は、南部市町村会と称し、別表に掲げる市町村をもって組織する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を那覇市旭町116番地37に置く。

(目的)

第3条 本会は、南部市町村間の連絡調整を図り、市町村行政の円滑な運営と地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項を実施する。

- (1) 市町村の事務及び市町村長の権限に属する事務の連絡調整
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (3) 市町村の事務に必要な各種資料の確保及び斡旋
- (4) その他目的を達成するため必要な事項

## 第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 5名 (会長及び副会長を含む。)
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び理事(以下「会長等」という。)は、総会において互選する。

2 監事は、一般財団法人南部振興会の監事をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、本会の出納を毎会計年度1回以上監査する。

(役員任期)

第8条 会長等の任期は、2年とする。

2 会長等の任期は、選任された日以後の最初の4月1日からこれを起算する。

3 補欠の会長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(手当及び費用弁償の支給)

第9条 会長に手当を支給し、会長を除く役員に費用弁償を支給する。

### 第3章 会議等

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長がこれを招集する。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議は、その構成員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

5 前項の会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由によって会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員若しくは当該市町村の副市町村長を代理人として表決を委任することができる。

7 前項の場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第11条 総会は、毎年3回開催することを常例とし、会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

2 総会は、別表に掲げる市町村長をもって構成する。

3 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 会長等の選出

- (3) 事業計画及び予算
  - (4) 決算の認定
  - (5) その他会務についての重要な事項
- (理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
    - (1) 総会の付議事項
    - (2) 会長が必要と認めた事項
- (諮問)

第13条 会長は、第3条の目的達成に資するため特に必要と認めた事項については、理事会に諮って南部副市町村長会又は有識者等に対し諮問することができる。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を2人置く。

- 2 事務局に事務局長その他職員を置き、会長がこれを任免する。

#### 第5章 会計、事業計画等

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金その他収入をもってこれに充てる。

- 2 負担金は、各市町村の負担とし、その割当てについては、毎会計年度の予算で定める。

(事業計画及び予算)

第16条 会長は、年度開始前に事業計画及び予算を調製し、総会の議決を経て、これを執行する。

- 2 会長は、事業計画又は予算を年度の中途に変更する必要がある場合において、急を要し、総会に付議する暇がないときは、理事会の承認を得て、これを変更することができる。この場合において、次の総会にその旨を報告しなければならない。

(決算)

第17条 会長は、年度終了後に決算を調製し、監事の審査を経た後で、監事の意見を付けて総会の認定に付さなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

## 第6章 補則

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

2 この会則は、総会の議決を経なければ、これを変更することはできない。

附 則

1 本会会則の施行について、必要な規程は別に定める。

2 この会則は、1948年2月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年9月2日より施行する。

附 則

この会則は、平成8年3月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月18日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成18年3月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

1 この会則は、平成20年4月1日より施行する。

2 この会則の施行前に選挙された役員の任期については、平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成21年7月6日より施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年10月24日より施行する。

別表

組織する市町村

那 覇 市	豊見城市	糸 満 市	南 城 市	八重瀬町	与那原町	南風原町
渡嘉敷村	座間味村	粟 国 村	渡名喜村	久米島町	南大東村	北大東村